

鹿児島市建設工事等競争入札参加者の格付を定める場合の 総合点数の算定要領を改正しました

本市入札参加者の格付を定める場合の総合点数のうち、主観点数項目の内容について下記のとおり改正しました。（網掛け部分が改正箇所です）
令和4年度の格付から適用となります。

項目	内容	
格付対象	県内の建設業者	
格付工程	土木・建築・電気・管・舗装・造園	
総合点数	客観点数（A）＋主観点数（B）	
A：客観点数	経営事項審査の総合評定値（P）	
B：主観点数		配点
1 工事成績	市発注工事の契約額と工事成績を用いて点数化	上限723点
2 登録年数	登録から1年経過ごとに1点	上限30点
3 指名停止又は入札参加除外措置	①1月未満	▲4
	②1月以上3月未満	▲8
	③3月以上6月未満	▲12
	④6月以上12月未満	▲16
	⑤12月以上	▲20
4 ISO9000シリーズ	ISO9000シリーズを取得している者	10
5 ISO14001	ISO14001を取得している者	10
6 鹿児島市環境管理事業所	環境管理事業所の認定を受けている者	10
7 障害者雇用	法定雇用人数を超えて雇用又は法定雇用義務はないが雇用している者	10
8 災害協定	本市と大規模災害時における応急対策業務に関する協定を締結している団体に所属していること	10
9 エコアクション21等の認証取得	「エコアクション21、KES・環境マネジメントシステム・スタンダード、エコステージのいずれかの認証」または「ISO14001を自己（自主）適合宣言し、市民団体認証を受けている者」（ISO14001との重複不可）	5
10 新卒者雇用	当該格付年度の前年に、卒業から3年以内の者を雇用し、申請日現在まで常勤継続雇用している者	1人4点 上限12点
11 鹿児島市に居住する従業員数	①10人以上20人未満	2
	②20人以上50人未満	5
	③50人以上	10
12 消防団協力事業所又は消防団員を雇用している事業所	該当する区分に応じ、次に掲げる点数のいずれか	
	①鹿児島市消防団協力事業所の認定を受けている者 ②鹿児島市消防団員を雇用している者	5 2
13 鹿児島市におけるボランティア活動	当該格付年度の前年に	
	①年間1～2回	2
	②年間3～4回	4
	③年間5回以上	6
14 安心安全協力事業所	鹿児島市安心安全協力事業所として登録されている者	2
15 本市及び国・鹿児島県における過去3年間の企業表彰実績	①鹿児島市優良工事等表彰	1件につき 5点 上限20点
	②国土交通行政功労表彰（地方整備局長表彰又は地方整備局各事務所長表彰）	
	③鹿児島県土木部優良工事等表彰	
	④鹿児島県農政部公共事業優良工事等表彰	
	⑤鹿児島県環境林務部公共事業優良工事等表彰	
16 男女共同参画支援・子育て支援	次に掲げる制度を規定している者又は計画を策定し、届け出ている者 ア 就業規則に育児休業制度を規定している者 イ 就業規則に介護休業制度を規定している者 ウ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局へ届け出ている者	各2点
	17 保護観察対象者就労支援	該当する区分に応じ、次に掲げる点数のいずれか
	ア 鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構に登録している者	2
	イ 上記に該当し、かつ、保護観察等対象者の雇用実績を有する者	4